

実施要領第1号様式(第3条関係)

地区運営計画（うめきた先行開発地区）					
区域の地名及び地番	大阪市北区大深町 200番、203番、204番、205番、206番、207番、208番、209番、213番、214番、215番、216番、217番、218番、219番			面積	約6.8 ha
整備等実施期間	R5年 4月 1日 ～ R10年 3月31日				
都市施設の現状及び課題					
うめきた地区内の空間整備にあたっては、全体にわたって、ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を図り、公民連携による、一体的でより質の高い公共空間・公共的空間が整備された。地区中央の南北通り「シンボル軸」では、歩道や敷地内オープンスペースに豊かなイチョウ並木、親水空間等が、地区中央の東西通り「にぎわい軸」ではケヤキ並木が整備された。ケヤキ並木の通りに面して商業施設等が配置され、にぎわいのある空間となっている。 これらの都市空間を、開発事業者が設立したエリアマネジメント組織「一般社団法人グランフロント大阪TMO」が、地区全体の一体的な維持管理（清掃、点検・補修、巡回等）を行っている。また、まちの魅力向上のため、一般社団法人グランフロント大阪TMOにより、これらの都市空間を活用し、その収益を都市空間の維持管理費の一部に還元しながら、良好な都市環境を維持する。 うめきた地区の骨格となる「シンボル軸」「にぎわい軸」においては、11mの広幅員歩道が整備されており、良好な都市景観を形成しているところであるが、オープンカフェや広告板等の運営を工夫するなど、更なるまちの活性化や賑わいの創出に取り組むことによって、より魅力的ある公共空間としていくことが求められている。					
目的・効果	都市利便増進施設の種類	施設等名称	整備又は管理の内容	実施期間	
【質の高い都市空間の創出】	道路、通路、駐車場、駐輪場 その他これらに類するもの	歩道関連施設	【管理】うめきた先行開発地区都市利便増進協定（以下、協定）に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇放置自転車の整除 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
【良好な都市景観の形成】	備蓄倉庫、耐震性貯水槽 その他これらに類するもの	電源コンセント	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
	街灯、防犯カメラ その他これらに類するもの	多機能照明柱 （添架設備）	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
		アッパーライト	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
【華やかで賑わいのある歩行者空間の創出】	備蓄倉庫、耐震性貯水槽 その他これらに類するもの	電源コンセント	（ 施設等再掲につき前掲欄を参照 ）	（ 同左 ）	
	街灯、防犯カメラ その他これらに類するもの	多機能照明柱 （添架設備）	（ 施設等再掲につき前掲欄を参照 ）	（ 同左 ）	
【歩行者・自動車交通の円滑化】	広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、 パーキング・メーター、幕、アーチ その他これらに類するもの	案内サイン	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
	アーケード、柵、ベンチ、 又はその他これらに類するもの	屋外ベンチ	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	
【安心・安全な都市環境の整備】	備蓄倉庫、耐震性貯水槽 その他これらに類するもの	電源コンセント	（ 施設等再掲につき前掲欄を参照 ）	（ 同左 ）	
	街灯、防犯カメラ その他これらに類するもの	多機能照明柱 （添架設備）	（ 施設等再掲につき前掲欄を参照 ）	（ 同左 ）	
	街灯、防犯カメラ その他これらに類するもの	防犯カメラ	【管理】協定に基づく管理 ◇清掃・点検・巡回 ◇違反広告物の撤去の実施	R5～R9	